

ひまわり 向日葵

第250号

平成29年4月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

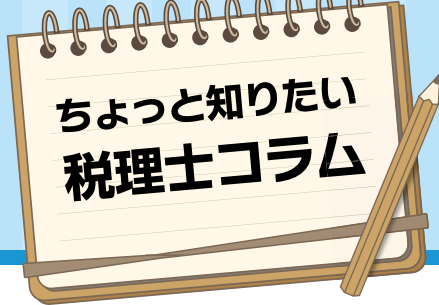


富士山と満開の桜

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	租税教室(プロレス)及び青年部会主催出前授業実	
税務署だより……………	4-5	施報告／東村山ブロック税制研修会実施報告…	13
平成29年度税制改正大綱……………	6-7	法人会入会案内／新人会員紹介コーナー／	
教えて税理士さん!／本部研修会のご案内／		法人会セミナーのご案内……………	14
各ブロック等税制研修会のご案内……………	8	人人……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	本部通常総会のご案内／厚生親睦ゴルフ大会のご案内	
社労士column……………	10	内／確定申告陣中見舞報告／生活習慣病健診報告…	16
会社紹介……………	11	ブロック・支部活動実施報告／	
eTAX・eLTAX 講習会実施報告／会計啓発普及		法人会行事のご案内／	
セミナー実施報告／経営シミュレーションセミナー		支部合同報告会等のご案内……………	17-19
実施報告／ホームページ活用セミナー実施報告…	12	recipe ……………	20





Wワーク。150万。マイナン

駅前の喫茶店で、食べ放題のケーキセットでお茶している主婦3人の会話を聞いてみたいと思います。3人は同級生で45歳。夫はサラリーマン。全員がパートをしています。髪の長い方は「会計子」(カイ ケイコ)さん。会計事務所でパートしています。ショートカットの方は「大企業子」(ダイキ ノリコ)さん。大企業の工場です。茶色の髪の毛の方は「二股花子」(フタマタ ハナコ)さん。2ヶ所目のパートをする予定です。みんな103万円以下の給与収入です。子供は中学生から高校生で教育費のかかる年代です。仮想ドラマで税金の解説をします。

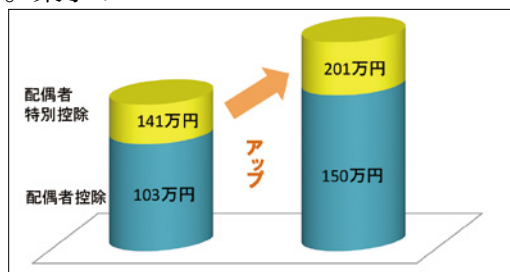
●パート150万

業子 ねえ。私の今の工場のパートを100万円から150万円に上げようと思っているの。この前のニュースで妻のパート収入が150万円まで税金がかからないと言っていたけど全然わからないの。すごく得するの？計子は詳しいでしょ。

計子 えーと。妻のパート収入であれば今までは103万円までは夫の「配偶者控除」の対象になっているの。141万円未満までは段階的に「配偶者特別控除」があるのよ。

業子 半分しか解からないわ。それで今後はどう変わるの？

計子 平成30年1月から配偶者控除は150万円以下に、配偶者特別控除は201万円に引き上げになる予定なの。妻の収入が少し上がっても夫の手取りは、おおむね減らない傾向なの(所得900万円以下)。減税額は、夫の年収550万円なら税金は上限で6万円前後かな。わかった？ねえ。業子？



業子 半分しか解らないけど、夫の税金はだいたい解かったわ。すると。妻の私のパート収入が150万円以下までは、私の手取りが150万円なの？「130万円の壁」はなくなったんだ。

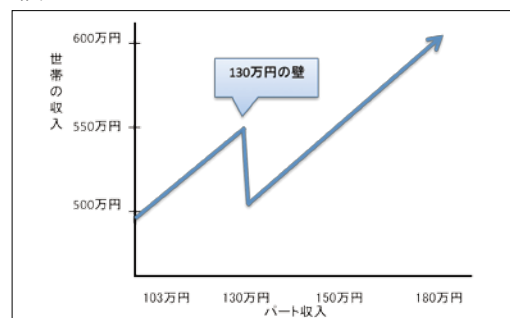
計子 違うわ。「130万円の壁」はあります。業子はパート収入が150万円だったら所得税、住

民税、厚生年金、健康保険は年間25万円前後かしら。会社からの家族手当も減るかも。

業子 うそ！そうなの。じゃーやっぱり130万円以下に抑えないと損じゃない。

計子 そうとも言えないわ。女性はこれから100歳まで生きる時代なのよ。超高齢社会なのよ。老後の年金が多くなるならパートの女性も厚生年金に加入したほうがいいかもよ？平成28年10月から大きい会社では年収106万円(目安)以上で厚生年金などに加入なのよ。(社員数501人以上、週20時間以上等)

業子 あら。うちの工場は従業員600人なの。そうすると私には106万円の壁もあるのね。子供の教育費があるから色々考えないといけないわ。悩みます！



●特別徴収

業子 それから、別の話で、2ヶ所目のパートをしようかなとも思っているの。家の近くの商店会の雑貨屋さんで50万円のパート。工場は年100万円のままでね(ダブルワーク)。その場合の住民税はどのように納付するの？

計子 まずは、マイナンバーを2ヶ所目の雑貨屋さんにも提出が必要なの。そして市役所ではマイナンバーで検索集計して、工場と雑貨さんの給与の金額も含めた「住民税」の納付書を工場に郵送します。給与から毎月天引きになるわよ(特別徴収)。今年の6月からね。

業子 え！雑貨さんの給与50万円が工場にわかるってことなの？自分で雑貨さんの住民税は納められないの(普通徴収)。

計子 原則駄目よ。それから、Wワークだと毎年の確定申告が必要ね。雑貨さんでは「乙欄」の源泉徴収税が天引きになるの。

業子 そうなんだ。知らなかった。工場の上司に雑貨さんの50万円の事を事前に言っておかないと気まずいかも。Wワークはめんどくさいのね。それから、マイナンバーも始まって以



会計子



大企業子



二股花子

前よりも年末調整の書類が面倒だったわ。

計子 そうね。以前より年収がきっちり把握されるみたいよ。

業子 そうなんだ。ところで花子はさっきからケーキばかり食べているけど、私たちの会話に食いつかないの？ケーキいくつ食べたの？

● マイナンバー

花子 9個食べた。あと1つはいけそう。1,000円の元はとれたわ。パートの事は、私は大丈夫なの。心配ないの。

業子 なんで大丈夫なの？花子は会社の総務で働いてるんでしょ？

花子 そうなの。会社のパート収入は年100万円なの。でも先日、駅前の飲食店(個人事業)に飲みに行ったら、店長から働いてくれないかって話があったの。私も2つ目のWワークを、夫に内緒でするつもりなの。マイナンバーも出さなくていいし。市役所には報告しないから年間50万円で働いてほしいと言われたの。「いい加減な飲食店」で良かったわ。2ヶ所で年間150万円の収入でも私の「年収は100万円」なの。税金天国よ。どう！羨ましいでしょ。だいたいマイナンバーなんてみんな半分も出してないでしょ？

計子 あら。そうかしら。他は知らないけど、私の会計事務所のお客さんでマイナンバーを市役所、税務署に出していない人は100人中4人くらいじゃないかな。

花子 え？そうなの。

計子 飲食店の確定申告書の労務費には花子の増えた給与50万円は計上するはずよ。そして、市役所で店長のマイナンバーを検索したら飲食店の給与総額がわかるはず。そしたら毎年50万円ずつ差額が出るわ、数年したら大変よ。給与の調査(源泉調査)は多くなっているそうよ。給与の違いがあって、年末調整のやり直しの連絡はよくあるわ(扶養是正)。

花子 そうなの。知らなかった・・・

計子 そんな変なことしてたら、数年後に花子に、税金と健康保険料の追加がドンとあるかも。追加の給与の連絡があれば副業が市役所とかに解るのよ。

花子 ・・・・・・

計子 それに、何、その「いい加減な飲食店」。マイナンバーも出さなくていいなんて事は労災

保険の手続きもどうなるの？仕事場で怪我したら最悪。ブラック企業ね。

花子 え？そうなの。確かに、あの店長なら「本当にお店での怪我なの？」としらを切られそう。それに扶養是正は知らなかったわ。副業が夫にもばれたら困る。うそ～。(大声)

業子 大声でうるさい。ほら、店員がこっち見てるじゃない。・・・あれ、あの店員さんイケメンね。

花子 そんなことはどうでもいい。大変、これから「ブラック店長」に逢ってくる。1,000円置いとくね。

業子 あら、イチゴのショートケーキが1つお皿に残ってるわよ～。

花子 もういらない。食べといて。・・・
(税法等は平成29年3月現在。税法の詳細な条件は紙面の関係で割愛。社会保険関係は社会保険労務士にご指導戴きました)。

結論

妻のパート収入の増額は、配偶者控除が引き上げになっても慎重な検討が必要ですね。また「コンプライアンス」「法令遵守」の言葉はテレビでよく聞きますが、事業者ではなく個人にも求められる時代になりました。肩が凝りますがしょうがないですね。自己責任でマイナンバーの保管、提出管理が大事になってきました。

Profile 能勢 俊一

税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。FP。スタッフ12名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。一昨年8月の東京八重洲ホールでの講演は好評
- ・弥生会計ソフト教室開催(インストラクター5名)
- ・趣味はフットサル、愛車はマーチプリンセス

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail z@nose-ao.com
■URL <http://www.kaikai-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り



国税庁経験者採用試験(国税調査官級)のお知らせ

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 試験概要 平成29年度の試験概要については、平成29年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成28年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国)：223名
- ◇ 受験資格 平成28年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月
 - (3) 最終合格発表 12月下旬
- ◇ 求める人材
 - (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
 - (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
 - (3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が平成28年7月1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有するもの
 - (4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
 - (5) 特に次の職務経験等を有する者
 - ① 法人等の財務、経理又は税務に関する事務
 - ② 金融機関等における貸付け又は資金運用等に関する職務
 - ③ 税理士・公認会計士等の業務の補助の職務
 - ④ 官公署における国税又は地方税に関する事務
 - ⑤ ITパスポートや英語検定1級など、電子商取引や国際取引の税務調査において有用な資格等
 - ⑥ 法人等における営業等、対人折衝を必要とする職務

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

所得税等の確定申告に関するお知らせ

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

- 平成24年分から平成28年分・・・法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに納めてください。

なお、延滞税の納付が必要な方には、後日お知らせします。

【手続】 修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成28年分の所得税及び復興特別所得税は平成29年3月15日(水)、消費税及び地方消費税は平成29年3月31日(金))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

上記の手続に当たって

- 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書を提出する際には、マイナンバーの記載及びご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。
また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。
- 手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。もしくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成29年度 税制改正大綱

中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除)に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも導入されます。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向上設

備に係る即時償却について、その対象資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える者については、配偶者控除が適用できないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象 配偶者	老人控除 対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立 NISA 制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置(積立NISA制度)を創設して、従来のNISA制度と選択して適用することが可能となります。積立NISA制度の年間投資上限額は40万円で、非課税口座開設から20年間、その口座の配当等について所得税及び住民税が非課税となります。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を受けていた会社又は受けようとしていた会社については、被害の程度に応じて、雇用確保要件を免除すると共に、災害の被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内でも猶予税額が免除されます。

雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることとなります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇用確保要件などで取消が大きなリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2,500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となり

ます。

基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内ですから、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることとなります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TSK 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

教えて 税理士さん!



今回より新しく連載をいたします「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。また、税に関する質問を受け付けています。詳しくは本誌20ページをご覧ください。



質問

創業者が亡くなり、社葬を行おうと考えています。費用として認められるもの、認められないものはどのようなものがありますか? また、社葬の場合香典はどのように取り扱えばよいのでしょうか? (東村山市 H.S.)

回答▶ 社葬に関する費用については、『社葬を行うことが社会通念上相当である』と認められ、かつ『社葬のために通常要すると認められる費用』であれば、福利厚生費として損金算入することが認められています。

損金算入できる費用は、社葬を行う上で直接必要なものだけに限られます。例えば、葬儀場の使用料や僧侶へのお布施、祭壇・祭具の使用料、供花・供物等であれば損金算入することが出来るものと考えられます。

逆に、社葬を行う上で直接必要でないものや一般的な範疇を超えるもの、及び葬儀後の法要の一環として行われるものについては、遺族が負担すべきものと通常考えられますので、仮に会社で支払ったとしても損金算入することは認められません。例えば、仏具・仏壇の費用、初七日の費用、戒名料、納骨費用、

香典返し等は損金算入することは出来ないものと考えられます。

なお、寺院・僧侶へのお布施や葬儀委員への心付けなど、領収書が貰いにくいものについては、未入手であっても費用として認められますが、支払の事実を証明出来るように、例えば不祝儀袋の表(名前)と裏(金額)の写しを残しておくなどして、領収書の代替となる書面を残しておくことが望まれます。

また香典については、遺族の収入として取扱います。香典を一旦会社に経理処理してから遺族に渡したりすると、法的には贈与税の対象になりますのでご注意ください。



回答者

東京税理士会東村山支部所属
木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

申込不要
入場無料

本部研修会のご案内

【講師】 経済アナリスト 獨協大学経済学部教授
森永 卓郎氏

【日時】 平成29年5月31日(水)16時30分開催

【会場】 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

一般の方もご参加いただけます(無料)



参加費
無料!

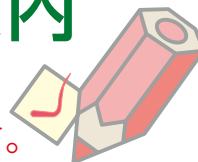
各ブロック等 税制研修会のご案内

【演題】 平成29年度税制改正について(約30分)

【講師】 東村山税務署法人課税第一部門担当官

※全会場同一内容です。

どなたでも
参加できます。



日程	時間	場所
5月11日(木)	16時	清瀬商工会館(清瀬市松山2-6-23)
5月12日(金)	18時	東久留米商工会館(東久留米市幸町3-4-12)
5月17日(水)	16時	ブリヂストンクラブ(小平市小川東町1-18-15)
5月17日(水)	16時10分	谷戸いちょうホール(西東京市谷戸町2-12)
5月19日(金)	16時	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

※東村山・小平・清瀬は税理士による税制セミナーも開催致します。

詳しくは事務局までご連絡下さい。

地域の名所

門前稲荷神社

もんぜんいなりじんじゃ

門前稲荷神社は商売繁盛、事業発展及び健康にご利益があると言われています。駅前及び商店街にあるため、多くの地域の住民より親しまれ、生活に欠かせない神社です。また、管理は、地域の住民の方が行っています。

門前稲荷神社では年2回の活動があり、2月初旬の初午祭、夏の清掃活動では、境内の清掃、植木の剪定等を行います。

初午祭は、浄牧院の住職がお経をあげ、講員、地域の住民等が集まり祭事、直会の儀を行い、住職も交えて、地域住民の絆を深めています。

【住所】東久留米市東本町16-5



お稲荷さまの由緒

お稲荷さまの御神徳は商売繁昌福德円満の神です。

この御神体は愛知県豊川市にある曹洞宗派の円福山妙厳寺の豊川稲荷の御分身をお祭りした陀枳真天(ダキニシテン)です。

約185年前・浄牧院の末寺である覚宗寺の境内で守護神としてお祭りされていた。

その後、覚宗寺は無住となり、御本尊を当時の浄牧院住職によって寺に移され、安置。

昭和2年・旧門前部落住民と浄牧院第31世住職が、現在の地に、社殿を新築し遷宮式を行い、部落に伝わる郷土万作踊りを披露。

昭和54年3月・浄牧院第32世藤井猷考住職と地元信仰者によって大整備並びに社殿の大修理を行いました。

昭和54年10月・市制施行により町名が変わり、なんとか門前という地名を残すため、門前稲荷大明神として改めました。



地域のイベント情報

東村山

第28回東村山春の緑の祭典 「みどりは地球の宝もの」

- 【日 時】 4月29日(祝)午前10時～午後3時
(式典は午前10時30分から)
- 【場 所】 都立東村山中央公園
(富士見町5-4-67)※雨天中止
- 【問い合わせ】 みどりと公園課
☎(042)393-5111(代)
- 【内 容】 ○アトラクション
(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)
○緑の絵画、写真展示(募集終了)
○野菜、植木等の販売
- 【主 催】 東村山市緑を守る市民協議会

清 瀬

先人の知恵に学ぶ 「柏餅作り講習会」

清瀬の柏の葉を使って、季節の食べ物「柏餅」を作ります。先着15人。

- 【日 時】 平成29年5月18日(木)
午前9時30分～正午
- 【場 所】 清瀬市郷土博物館 伝承スタジオ
(清瀬市上清戸二丁目6-41)
- 【講 師】 郷土博物館友の会会員 小俣 洋子氏
- 【費 用】 600円(材料費)
- 【申込み】 5月1日から電話で
清瀬市郷土博物館 ☎042-493-8585へ



労働安全衛生法が改正され、2016年11月30日が第一回ストレスチェック制度義務化の実施期限でした。その実施機関であるWFJで約630社10万人のストレスチェックを実施した実態や意義を、受検率、高ストレス者の割合の観点から述べます。

●**受検率について** 全体的な平均値は80%で、40%、100%という企業もありました。それでわかるのは、従業員が会社をどの程度信頼しているかというバロメータになるということです。普段から会社への信頼感が高い会社では、回収率も回答率も良く、逆に会社のことを信頼していないという状況では、回収率も回答率も低いと言えます。さらに、会社への信頼感が高いほど、休職者の発生割合も少ない印象です。

<受検率アップのポイント>

①プライバシー保護がきちんと担保されていること

会社は同意なく個人の結果を知ることができないということや、不利益な取り扱いをしないということなどをきちんと伝えて、ストレスチェック導入に当たって、衛生委員会の審議できちんと労使でプライバシーについてはよく議論しておくことが大切です。

②ストレスチェックが何か特別なことではなく、当然のように定着していること

初回のストレスチェックよりも2回目、3回目以降のストレスチェックの方が受検率が高くなります(逆に低くなっている場合は何らかの問題が発生しているので、対応が必要です)。繰り返し当たり前のものとして実施し続けるというのが案外大切です。

③ストレスチェック後の施策(相談窓口や面接等)がきちんと理解されていること

ストレスチェックは単に実施して終わりということではなく、きちんとその後の施策とリンクさせることが大切です。

④事業主が一貫して社員の健康に気を付けていることを表明していること

事業主がきちんと社員の健康問題について考えている会社では、ストレスチェックの受検率が高いです。例えば「安全なくして経営なし」と社員の安全を社是にしている会社では、メンタルヘルス対策に労使ともに真摯に取り組んでおり効果も高いです。

●**高ストレス者の割合について** 高ストレス者の割合は約13%でした。高ストレス者が15%を超える職場があれば、そこは通常よりも何か問題があると思われます。ある企業では、特定の職場のみ高ストレス者が80%という職場があり、上司と部下が大変もめており雰囲気最悪であるということでしたが、ストレスが本当に高いのか、それとも上司への当てつけとして回答が意図的に曲げられているのか慎重に判断をしないといけません。高ストレスの方がいる場合は、面接勧奨を少なくとも1回はすることが良いと思われます。なぜなら、高ストレス者の存在を知っていて(知っているのは実施者と実施事務従事者のみですが)、なにも対応しなかった場合は、何か問題が起きた場合安全配慮義務を問われるからです。そのためにも実施者との業務のすり合わせが大切であるといえます。

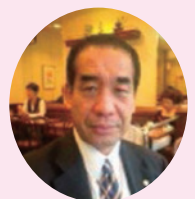
筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2017年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
■HP http://www.just.st/7162591





マドカ産業 株式会社

奉仕の心 感謝の心 満足を売る



私の生立ちは、茨城県坂東市平将門縁の地関東平野のど真ん中で、一面畑ばかりで陸の孤島みたいな所で、誠にアクセスの不便な地です。そこで生家は、父が昭和7年製茶工場を設立し、私は22歳まで従事し、昭和29年に上京しました。当時はまだまだ就職難時代で(就職列車あゝ上野駅)の歌が流行していました。アルバイトも思うように就職できず、転々と新聞の就職欄を見て、履歴書持参で当ての無い面接に向かいました。

それから、菓子現金問屋に就職し、1年6ヶ月位の時に、火災に遭い退職し、酒小売店に丁稚奉公として店員をして、2年半で退職しました。理由は、長く勤めても「のれん分け」をしないお店と言う事が分かったので退職しました。

山種証券(株)の社長専属運転手緒方氏が掛かりつけの修理工場の社長に相談し、信頼できる野口と言う方がいるので紹介しますので、お願いします。緒方さんに連れられ山種証券専務と面接し、就職が決まってホッとしました。運転手として入社し、最初は小型バス現金輸送車各支店、営業所廻りの連絡車の運転でした。

山種証券(株)山種オープン投資信託委託会社が勧業投資委託会社、山叶投資委託会社三社合併にて、朝日投資信託委託会社合併と同時に外向社員として勤めました。昭和41年、希望退職を募ったので、独立資金を蓄える早道と考え、勉強しここがチャンスと決心して希望があったので一番で手を挙げ退職しました。

昭和41年サラリーマンにピリオドを打ち独立を決心し、元菓子問屋の同僚の佐竹氏に相談に行き田無市谷戸町の商店地を取得し、店舗を新築し、昭和42年2月ヤマザキ製パン販売店として、菓子・パン・お茶の店舗新規独立が出来ました。当時、既に遅い脱サラで35歳になっていましたが、希望が叶いました。

友人の塩野谷氏のアドバイスで和風のたい焼き、フライドポテトを店頭で実演販売をすると良いと思うと聞き、やったところ大成功でした。

昭和48年谷戸町二丁目カクタス田無アパート105号にコーヒー専科の店(キーコーヒー)カフェまどか新規開店しました。昭和50年(株)西友ひばりヶ丘店地下1階に地元谷戸商店街協同組合の推薦を頂き、ファーストフード店(飲食業)のファミリーショップまどかを出店できました。

昭和54年4月、コンビニエンスストアヤマザキデイリーストア開店。昭和61年1月マドカ産業(株)の法人設立建設業(とび土木工事業)の知事許可を取得。昭和61年3月東京都公安委員会古物商許可証取得。平成3年2月防衛省中央会計隊糧食・古物(スクラップ)関係を登録し、指定業者取得。東京都知事、埼玉県知事、さいたま市長、川越市長と産業廃棄物収集運搬許可証取得。

平成15年7月谷戸町二丁目10番4号が都道拡幅工事計画のため谷戸町二丁目7番17号-211に法人及び住居を移転登記完了しました。旧所在の敷地に3階建鉄筋コンクリート・スマイルマドカ賃貸ビルを建築。平成19年より娘婿(箱山弘毅)に法人組織の代表権を譲り、私は会長として事業をアドバイスし、代表者に主力を置くようになりました。後継者事業内容は建設業でないが共通点があります。事業内容は建築物件調査補償及び積算の事業で90%が役所関係です。

当社の信条として、

当初より真心をもって、お客様に対する感謝の心・奉仕の心・満足を売るとの心構えで対応すれば必ず報いがある。私自身も努力に努力を重ねて今日があることを幸せと思っています。これから85歳に鞭を打って、余生を全うしたいと心掛けています。

色々な大勢の方々のご支援ご協力で幸せな人生を送っています。本当にありがとうございます。

マドカ産業株式会社 取締役会長 野口 忠

受賞経歴

- 平成12年 5月26日 社団法人東京法人会連合会感謝状受賞
- 平成23年 5月27日 社団法人東京法人会連合会感謝状受賞
- 平成23年11月10日 東村山税務署長感謝状受賞
- 平成26年11月13日 東村山税務署長表彰状受賞

マドカ産業 株式会社

皆様ぜひお越しください

一般土木解体工事・家屋調査補償全般・古物商

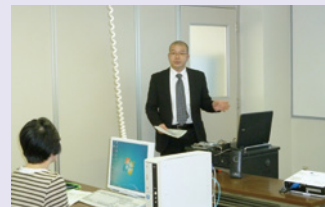
■ 東京都西東京市谷戸町2-7-17-211

■ TEL 042-422-9143

■ FAX 042-422-9140

e-Tax・eLTAX 講習会 報告

2月22日(水)東村山法人会館において国税電子申告・納税システム e-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。東村山税務署法人課税第1部門法人審理担当上席藤田滋之氏及び立川都税事務所事業税課法人事業税班主事高橋公人氏と同班の主事中島梓氏を講師としてお招きし、eLTAXの利用開始手続きや地方税申告データ作成方法とe-Taxを活用した便利な手続きを当会館備付のパソコンを活用して学び、効率的な納税システムを体験しました。次回は9月に実施する予定です。



講師 藤田滋之氏



講師 左)高橋公人氏 右)中島梓氏

中小企業会計啓発普及セミナー 報告



講師 平野泰嗣氏

2月8日(水)東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による今年度第2回目の「平成28年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。中小企業診断士の平野泰嗣氏を講師にお迎えし、財務会計の基本構造・事業計画の策定・改正税法のポイントなどをわかりやすく解説していただきました。

経営シミュレーションセミナー 実施報告

3月14日(火)東村山法人会館において、経営シミュレーションセミナーを開催しました。講師にエヌエヌ・エージェンシー(株)代表取締役杉山豊氏をお迎えし、資金管理のシミュレーションゲームを活用し、楽しく講義していただきました。本セミナーにおいては、パソコン上に設立した疑似会社社長として5年間経営することができるため、これから会社設立を考えている方やもう一度経営を学びたい方向けのセミナーとして好評です。次回は7月12日(水)に開催予定です。



講師 杉山豊氏

ホームページ活用セミナー 実施報告



講師 久保埜裕亮氏



講師 寛慎吾氏

3月17日(金)東村山法人会館においてホームページ活用セミナーを開催致しました。講師にアイ・モバイル(株)Smartpage パートナー推進部マネージャー久保埜裕亮氏とNTT 東日本東京事業部オフィス ICT 部門マネージャー寛慎吾氏をお迎えし、主に会社経営者に向け、企業のホームページの効果的な導入方法を、具体的に実例を交えながら解説いただきました。

租税教室(プロレス)

実施
報告

平成29年3月4日(土)、嘉悦大学記念体育館にて、女子プロレス団体アイスリボンにご協力頂き、『租税プロレス vol.2 租税プロレスフェスティバル!!!』と題して青年部会主催の租税教室を行いました。

昨年に引き続き2回目となる今事業では、多摩地区出身のお笑いコンビ、ちょーちゃんあんこーさんに税金に関する漫才をしていただいた後、プロレス選手を交えた租税教室、通常のプロレスのシングルマッチ、メインイベントの租税クイズタイトルマッチを行いました。税金クイズタイトルマッチでは、前回同様、カウント2の時点で税金クイズを出題し、クイズに正解すると勝利するというルールで来場した子どもから大人まで、楽しみながら税金について学んでいただくことができました。最後にリング上の選手より、「税金とは私たちの社会生活を支える国民共通の会費」とのメッセージを送っていただき無事終了いたしました。当日は、約400名の方にご来場頂き、素晴らしい事業が行えました。

青年部会として『租税プロレス』を継続して行い、多くの参加者に租税に対する意識を高めるとともに、公益性ある事業を各地域で行っていきたいと思います。

記 青年部会幹事 山崎臣樹



お笑いコンビちょーちゃんあんこーさん



青年部会員とプロレス選手達



初代チャンピオンベルトを篠宮部会長が授与しました

青年部会主催 出前授業

実施
報告

1月20日(日)小平市立小平第1小学校、2月4日(土)東久留米市立南町小学校、2月6日(月)小平市立小平第15小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、その後、そのアニメを題材にしたクイズ5問を交えた授業を行いました。また、本物そっくりの1億円レプリカを手にとってもらい、その重さを体験してもらいました。子供達に税金の有難さを感じてもらえるよう青年部会員が頑張りました。



小平市立小平第15小学校
左)磯山部会員 右)沼崎部会員



小平市立小平第1小学校
左)上大谷監査幹事 右)和田監査幹事

生徒さんの感想

私はアニメを見る前は、税金が無くなればいいなと思っていたのですが、授業を受けた今は税金が無くなってしまったらどうしよう?皆の生活が大変になると思っています。税金について考えたことはなかったけれど、今回来てくださってとても勉強になりました。



東久留米市立南町小学校
竹内会計幹事



講師 土田 士朗氏

東村山ブロック 税制研修会

実施
報告

東村山ブロック主催の新春研修会が2月10日(金)、東村山法人会館において開催され、東京税理士会東村山支部副支部長の土田士朗氏を講師に迎え、「事業承継」に関する講演を行っていただきました。どの会社にとってもいつかは訪れる重要な課題であり、参加者全員が、より深い知識と情報を得ることができました。

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っています。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

小平駅前新しく営業所を設立致しましたので法人会に入会させて頂きました。何卒宜しくお願い致します。

外壁塗装・防水工事・総合リフォーム・大規模修繕・雨漏り修理などを行う会社です。

御見積からアフターケアまで自社で行うので大幅なコストダウンを実現!理想の工事をお安くご提供できます。お問い合わせなどお気軽にどうぞ。



■法人名 有限会社ジーワーク
■代表者 関口 正広
■住 所 小平市美園町 1-15-8
滝本ビル 2F
■TEL 042-348-5550
■FAX 042-348-5551
■支部 小平第4支部(正会員)
■HP <http://www.g-work.biz/>
■Mail office@g-work.biz

新入会員紹介

自平成29年1月1日～至平成29年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
西東京第2支部	西東京市谷戸町 3-13-12	(株)アイリオ	石川英一	建築・不動産	042-438-3061
清瀬支部	東村山市秋津町 5-22-31 ACビル 1F	(株)アップーハウス	吉村哲平	不動産・建築業	042-398-7040

東村山法人会

セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	5月11日(木)	13時30分～16時
決算法人説明会	6月6日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	5月24日(水)	13時30分～16時10分
税務教室「役員給与について」	5月16日(火)	15時～16時
税務教室「寄附金と交際費等」	6月20日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます!

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654



ひと
ひと

東村山第3支部 青年部会副部長

森津 幸介さん



私は生まれも育ちも、兵庫県の西宮市という街で、小、中、高、大と全て西宮市内に通学するという生粋の西宮っ子です。そんな私が、なぜ東村山にいるのか？未だもって不思議な感じがしますが、そこには偶然の出会いや、タイミング、複合的な要素が絶妙に絡み合っただけに過ぎません。(笑)

当時、高校3年生、センター試験を終え、翌日の朝、猛烈な揺れが襲います。周囲の景色が一変し、炎が燃え盛り、まさしく修羅場でした。昨日まで普通の会話をしていた友が目の前で眠っています。ここでは描写出来ない様な景色が広がっていました。

それから6年後、私は大学を卒業し、ニューヨークに居住していました。蒸し暑さが残るNYで、いつもの様にブルックリンからマンハッタンに向けて自転車通勤をこいでいると、とてつもない爆発音が響きました。「ワートレに飛行機が突っ込んだ！」周囲の声に???状況が呑み込めず、携帯で連絡を取り合っている最中、2機目がサウスタワーへ…。以前からテロの噂は流布していたので、完全にテロだと理解し、2次、3次攻撃に怯えながら帰宅しました。遠目から眺めていた落下物が人だと知ったのは、その後の事でした。

その後、人生1度きり、なんとか自分で道を切り拓けないかと、毎日毎日、自問自答を繰り返して、会社を退職し何の当てもなく、スツーカー

スを抱え東京へ帰国しました。新宿の不動産屋へ飛び込み、住居が決まるまで、マンガ喫茶で1週間寝泊りしました。

帰国した後は良いが、さて、どうしたものか？(笑)ひとまず、大学時に登録していた家庭教師のバイトをしながら、夜はクラブでバイトをしておりました。一通り生活が落ち着いてからは、まだまだ営業力が足りないという事で、ベンチャー企業の営業職にて馬車馬の様に働きました。漠然としながらも、自分で起業したい、その一心でした。時はリーマンショック前夜、IT、不動産ベンチャーの社長達がヒルズで会食。幾度かご相伴にあずかり、自分こういう風になれたらな、なんて思いをしておりました。しかし、リーマン爆弾が炸裂しました。危機一髪の所で、知人のツテで元国営の通信会社へ転職する事ができました。給与も安定していますし、16時以降営業するとクレームがくるので、残業もほぼナシ。素晴らしい労働環境でした。ただ、考える時間も多くなり、過去の強烈な体験から自問自答の日々を過ごしていました。そこへ1本の電話が、「東村山で仕事しない？」そこから早かったです。退職願いを提出し、お金を貯める為、半年間、引越しのバイトをして、開業！失うものは何もありませんし、ただ死にもの狂いで働くのみ！地元の方々が外様の私を心配し本当に助けて頂きました。あつという間に8年が過ぎ、



しば田(秋津)



修学院(東村山校)

気付けば法人会青年部の副部長？(笑)私が起業し、仲間にして頂いた方々への恩返しの意味合いが強いかもしれませんが。しかし、やるからには外様も関係ありません。Mastery for service(奉仕の為の練達)を motto に私が活かされた地域に少しでも貢献できる様に邁進していきたいと思っています。

(株)アルファ・リンク 代表取締役

ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第5回 通常総会

期 日 平成29年5月31日(水)14時

会 場 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

ご案内

東村山法人会 第24回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日 時 平成29年6月8日(木)スタート8時 雨天決行

会 場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654

※参加ご希望の方は、同封のチラシにてお申し込み下さい。



報告

確定申告陣中見舞報告

2月9日(木)東村山税務署署長室において、東村山法人会小川会長より高須東村山税務署長へ確定申告期陣中見舞いとして法人会特製ボールペンを進呈しました。



左)小川会長 右)高須東村山税務署長

報告

生活習慣病健診報告

2月上旬から中旬にかけて平成28年度第2回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が東大和市民会館ハミングホール、田無タワー、東久留米スポーツセンターで実施され、約250名の方が受診されました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で受診できます。検査は健診項目によって選べ、オプション検査も追加できます。詳しくは下の案内をご覧ください。来年度は7月に予定しています。是非ご利用下さい。



健診会場

ブロック・支部活動実施報告

報告 新春賀詞交歓会

東村山ブロックと西東京ブロック及び清瀬支部において新春賀詞交歓会が開催されました。ご参加頂いた会員同士で日頃の情報交換を行い、懇親を深めました。各会場の様子を写真でご紹介します。

	実施日	会場
東村山ブロック	2月10日(金)	東村山法人会館
西東京ブロック	2月21日(火)	日本海庄や田無店
清瀬支部	2月7日(火)	清瀬商工会館



東村山ブロック

西東京ブロック

清瀬支部

報告 東村山第1支部 ボウリング大会



東村山第1支部 ボウリング大会

2月4日(土)に恒例の親睦ボウリング大会を久米川ボウルにて開催いたしました。お忙しい中24名のご参加をいただきました。楽しいボウリングの後は懇親会にて高萩支部長ご挨拶の後、賞品授与を行いました。食事をいただきながら皆様と楽しい一時を過ごし、更に交流を深める事ができました。御参加と御協力をいただいた皆様ありがとうございました。

日頃交流のない他職業の人たちと交流を深める事が出来ますので、次回も是非お近くの会員様をお誘いの上でご参加ください。

報告 東村山第4支部 日帰り研修会

2月5日(日)、22名にて雲天の中、秩父路へ。国道299号(正丸峠)を抜け、見学地酒蔵(秩父錦)へ、各種の酒を試飲させて頂き、ほろ酔い気分で秩父神社に参拝、今年一年良い年でありますよう全員で祈願。

長瀬の岩畳を散策した後、昼食、入浴、2時間ほどのんびりと。満ち足りた気分で宝登山の蜷梅見学、ロープウェイにて頂上に、流石に2月の宝登山は寒い。蜷梅も5分程度でしたが、全員が見学。雨を覚悟で出発しましたが、全く降られずに帰路につけることができ、全員の親睦も大いに盛り上がりました。今後も法人会へのご協力をお願いして帰路に着きました。

記 支部長 肥沼賢



東村山第4支部 日帰り研修会

報告 東村山第6支部 ボウリング大会



記念撮影

平成29年2月6日(月)、48名の参加者を得て久米川ボウルにて開催いたしました。ご参加頂いた皆様のご協力によりとても楽しい行事となりました。ゲーム後の懇親会も和気あいあいとした雰囲気で行われ、日頃交流のない他業種の人達が会話して楽しんでいる姿を見て、有意義なイベントだと実感致しました。

今後も会員の皆様が「楽しい」と思っただけの様に、役員一同頑張って活動していきますので、今後とも宜しくお願い致します。今後の予定として、東村山ブロック日帰り親睦会と東村山第6支部日帰り親睦会があります。ご参加お待ちしております。

報告

小平第1支部 ボウリング大会

今年も、法人会小平第一支部「厚生・親睦ボウリング大会」を3月9日(木)東大和グランドボウルにて開催する事が出来ました。これも会員各社様からの心温まる各種ご協賛等も多数頂きました結果と、心より感謝申し上げます。

また開催に向けては、2月当初からの各地区委員による「申込み書」の一社一社への配布からの始まりでしたが、お陰様で4回目となる今回も会員各社より多数のご参加を頂きました。ご協力また御参加ありがとうございました。

参加社数 17社・参加人数 71名(男性50名・女性21名)

賑やかに競い合いながらも、親睦と交流を深め合うひと時となりました。各賞品も大小様々、思わぬ副賞にも拍手喝采です。楽しみの一杯詰まった参加賞袋は興味深々、恒例となった全員参加のジャンケン大会も大盛り上がりとなり、最後は次会を約しての一本締めにて無事終了となりました。司会を含め7名の実行委員の皆様には本当にご苦労様でした。

記 支部長 猪上 高行



記念撮影

西東京第1支部 一泊研修旅行

報告

西東京第1支部は、2月19・20日の2日間に渡り、福島県いわき湯本方面へ一泊研修会を20名で実施いたしました。初日の主な研修は、アサヒビール茨城工場を見学しました。関東一円に出荷しているだけあり、約13万坪工場で、見学時間も1時間程掛かりましたが、出来立てビールの試飲は最高でした。ほろ酔い気分であわき湯本温泉へ向い、「ホテル美里」に宿泊し、良い湯で疲れも癒えた後、宴で皆さんと懇親を深めることが出来ました。

2日目は、まだ復興途中の塩屋岬で震災当時のお話を聞くことが出来、津波の恐ろしさを改めて感じました。最後の研修は、夕月かまぼこ工場の見学を行いました。此方の工場では、毎日板付き蒲鉾を約10万本生産し、味共に日本一だそうです。いわきら・ら・ミューでゆっくり買い物をした後、帰路に着きました。参加者全員無事に田無に到着し、有意義な2日間を過ごすことが出来ました。



アサヒビール茨城工場にて

報告

西東京第2・4支部合同 日帰り研修会



上野公園において

西東京ブロック第2支部・第4支部合同研修会を平成29年2月8日(水)、22名の参加で実施されました。研修先は例年のような企業先ではなく、趣向を変えて国立科学博物館及び東京国立博物館を見学いたしました。科学館は日本館では日本人類の生立ち、地球館では地球の生立ちの展示を実感し、又、東京国立博物館では様々な国宝的な展示物を興味深く鑑賞し、合間では東京でも由緒あるレストラン上野精養軒で昼食、帰路アメ横で買い物をし、無事研修を終えました。

第2支部長 竹内幹哉

第4支部長 瀬間正義

西東京第4支部 日帰り研修会

報告

平成29年3月9日(木)西東京第4支部研修会を好天に恵まれた朝8時に、小型マイクロバスにて13名参加で出発し青梅宿津雲邸に向かい9時30分到着。今回、ひな祭りの展示がありとても価値ある見学でした。この建物は地元選出の元衆議院議員津雲國利氏が京都の宮大工を招き昭和6年から9年に青梅の大工、諸職との協働により建築した棧瓦葺き入母屋造り、貴重な建造物と評価されているとのこと。次に吉野梅郷(散策)したけど咲いていないのが残念でした。昼の食事は五日市黒茶屋にてみんなで楽しくいただきました。次に向かうのは五日市の石川酒造に酒の造る時期など説明していただき、そこで地酒を飲み、ほんのり赤くなりとてもおいしいお酒でした。石川酒造でお土産を買い、一路西東京に向い有意義な1日でした。



西東京第4支部参加者の皆様



報告

東久留米第2支部 日帰り研修会

3月18日(土) 東久留米第2支部で日帰り研修旅行に行ってきました。いよいよ2020年に迫ってきている「東京オリンピック」を迎えるにあたり、あらためて「東京」の魅力を発見する一日となりました。都内最古の寺とも言われている「浅草寺」は、三連休の初日ということもあり外国人観光客も多くごった返していましたが、偶然にも仲見世を練り歩く「金龍の舞」の奉演を鑑賞することができました。

昼食後は、「江戸東京博物館」に入館し、江戸の昔から現代まで続く東京の歴史をじっくりと勉強しました。総勢13名の参加をいただき、支部メンバー間の懇親を大いに深めることができました。今回の研修旅行を今後の支部の活動に活かしていきたいと思います。



浅草寺にて



報告

東久留米第3支部 日帰り研修会

暖かい陽ざしに恵まれた平成29年3月4日、総勢18名にて山梨県北杜市にある天然ラジウム温泉「増富の湯」に向かった。現地では一般社団法人護持の里たまゆら代表理事である小山氏から天然ラジウムについての講話を頂戴し、その後温泉入浴、食事となった。体の芯から温まりデトックス効果の高いラジウム温泉と山の幸の料理を堪能し、参加頂いたメンバー皆さんが笑顔になる有意義な研修旅行となった。

東久留米第3支部 田中 信行



講話



増富の湯にて

法人会行事のご案内

平成 29 年 3 月 31 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
4.20(木)	16:00	第1回広報委員会	法人会館	5.18(木)	15:00	(共催) 補助金・助成金獲得セミナー	立川法人会
4.21(金)	13:00	事業承継個別相談会	//	5.19(金)	17:30	第5回東村山支部合同報告会	法人会館
//	16:00	第1回総務委員会	//	5.24(木)	13:30	新設法人説明会	//
4.26(木)	15:30	第1回理事会	//	5.31(木)	14:00	第5回通常総会	パレスホテル立川
5. 9(木)	14:00	個別融資相談会	//	//	16:30	本部研修会	//
5.10(木)	13:00	労務経営相談会	//	//	18:10	交流会	//
5.11(木)	13:30	決算法人説明会	//	6. 6(木)	13:30	決算法人説明会	法人会館
//	17:30	第5回清瀬支部報告会	清瀬商工会館	6. 7(木)	13:00	労務経営相談会	//
5.12(金)	17:30	第5回東久留米支部合同報告会	東久留米商工会館	6. 8(木)	8:00	第24回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5.16(木)	15:00	税務教室	法人会館	6.13(木)	14:00	個別融資相談会	法人会館
5.17(木)	15:00	第5回西東京支部合同報告会	谷戸いちようホール	6.20(木)	15:00	税務教室	//
//	17:00	第5回小平支部合同報告会	ブリヂストンクラブ	6.28(木)	14:30	(共催) 事業承継入門セミナー	立川法人会
5.18(木)	10:00	ビジネスマナー研修	法人会館				

第5回

支部合同報告会&税制研修会&交流会を開催します

税制研修会はどなたでもご参加頂けます (参加費無料) ※報告会、交流会は会員のみご参加頂けます。

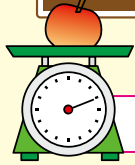
支部等	日にち	報告会&税制研修会&交流会 開始時間			場 所
清瀬支部	5月11日(木)	税制研修会 16時～	報告会 17時30分～	交流会 18時10分～	清瀬商工会館
東久留米ブロック	5月12日(金)	報告会 17時30分～	税制研修会 18時～	交流会 18時30分～	東久留米商工会館
西東京ブロック	5月17日(水)	報告会 15時～	税制研修会 16時10分～	交流会 17時～	谷戸いちようホール
小平ブロック	5月17日(水)	税制研修会 16時～	報告会 17時～	交流会 18時～	ブリヂストンクラブ
東村山ブロック	5月19日(金)	税制研修会 16時～	報告会 17時30分～	交流会 18時10分～	東村山法人会館

問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

Recipe ベビーコーンと豚肉の炒め

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた



材料

豚肉……………50g
ベビーコーン……8本
玉ネギ……………半個
赤ピーマン………半個
長ねぎ・生姜………適量
塩コショウ・味の素…適量
鶏ガラの粉……………適量
油……………適量

- 1 フライパンに豚肉を塩コショウで炒め、炒め終わったら一旦お皿に移す。
- 2 フライパンで生姜・ベビーコーン・玉ネギ・赤ピーマンを鶏ガラ粉で炒め、
- 3 野菜の色が変わったら、炒めた豚肉入れ長ねぎを入れて良く炒めたら、完成です。

税に関する質問募集

4月から会報誌に「教えて税理士さん！」コーナーを開設しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp
ファックス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。

教えて税理士さん! クリック

問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

- 写真** 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書)** 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[250号] 平成29年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載